平成２６年（フ）第２７６号
埼玉県川越市かすみ野１丁目４番地５　オーガスティーワン203号室
債務者　中屋　一気
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３７４号
埼玉県比企郡川島町大字伊草428番地10
債務者　牧野　春江
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３８１号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3959番地12、前住所東京都板橋区加賀２丁目18番15号　日興タクシー寮
債務者　森岡　仁美（旧姓江畑）
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４０７号
埼玉県坂戸市溝端町９番地　７―201
債務者　佐藤　良雄
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３１５号
埼玉県狭山市入間川3145番地の１　サンアベニュー富士110
債務者　水口　瞳
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第７１号
岐阜県大垣市楽田町８丁目102番地２　ロイヤル多賀Ⅱ202号室、住民票上の住所岐阜県大垣市貝曽根町37番地
債務者　前川　剛
1　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第７２号
岐阜県揖斐郡大野町大字大野936番地22
債務者　瀬川　純
1　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
北海道枝幸郡枝幸町南浜町1345番地43
債務者　名谷　紀子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで旭川地方裁判所名寄支部

平成２６年（フ）第１４９号
群馬県高崎市中尾町767番地　県住Ｂ棟61号
債務者　田中　晃
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第７２５号
さいたま市岩槻区大字上野363番地　ファミールセキネ106号室
債務者　西舘　里司
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３２３号
埼玉県越谷市大字大房703番地８　ジュネパレス第26―201
債務者　初澤　幸子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３５０号
埼玉県越谷市南町３丁目５番17号　ピュアハイツ102号
債務者　冨岡　恵司
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３８９号
埼玉県富士見市羽沢３丁目25番25―103号
債務者　藤井アサ子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４０５号
埼玉県川越市南大塚２丁目５番地９　山要コーポ206号室
債務者　高橋　力
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４０６号
埼玉県川越市南大塚２丁目５番地９　山要コーポ206号室
債務者　高橋　妙子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２８７号
神奈川県平塚市大神1849番地　レオパレスジョイアスⅡ―107号、前住所神奈川県平塚市田村５丁目27番３号
債務者　佐藤チギ子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２９３号
神奈川県厚木市妻田北１丁目16番30号
債務者　坂本　絹代
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部